

原料費調整制度に基づく

令和5年2月のガス料金について

令和4年12月28日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和5年2月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和4年9月～令和4年11月のLNG平均価格及びLPG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。

また、このたびの調整には、電気・ガス価格激変緩和対策事業（※）の政府支援を踏まえ、原料費調整後の単価から1m³当たり30円の値引きが反映されています。

令和5年2月検針分に適用する料金につきましては、広報上越2月号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>)

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

料金表（令和5年2月）

- 一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
 基準単位料金に対しては50.60円（税込）上方調整して料金を算定します。
 また、基本料金は変わりません。

区 分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0~25m ³	26~150m ³	151m ³ ~
基本料金 (円/月)	374.00	418.00	638.00
調整単位料金 (円/m ³)	173.10	171.33	169.87

※ 調整単位料金は、政府の支援で、30円値引きされています。

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)
 (上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	令和5年2月 適用料金	令和5年1月 適用料金	増減額	増減率
35m ³	6,414円/月	7,487円/月	△1,073円/月	△14.33%

※ 当市におけるご家庭の1件1か月当たり平均使用量35m³（45.0メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

※ 政府の支援により、1,050円（=35m³×30円）が値引きされています。

【参考】

1か月の ご使用量	令和5年2月 適用料金	令和5年1月 適用料金	増減額	増減率
100m ³	17,551円/月	20,617円/月	△3,066円/月	△14.87%

※ 政府の支援により、3,000円（=100m³×30円）が値引きされています。

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線 311

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和4年9月～令和4年11月 (令和5年2月検針分に適用)	令和4年8月～令和4年10月 (令和5年1月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	152,640 円/ト	153,450 円/ト

基準平均原料価格※ ²	54,900 円/ト
------------------------	------------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9751＋LPG平均価格×0.0458

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和元年6月から8月までのLNG平均価格54,070円×0.9751＋令和元年6月から8月までのLPG平均価格47,480円×0.0458）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（令和4年9月～令和4年11月貿易統計値）} \times 0.9751 \\ &= 152,010 \text{ 円/ト} \times 0.9751 \\ &= 148,224.951 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（令和4年9月～令和4年11月貿易統計値）} \times 0.0458 \\ &= 96,380 \text{ 円/ト} \times 0.0458 \\ &= 4,414.204 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 148,224.951 \text{ 円/ト} + 4,414.204 \text{ 円/ト} \\ &= 152,639.155 \text{ 円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 152,640 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 152,640 \text{ 円/ト} - 54,900 \text{ 円/ト} \\ &= 97,740 \text{ 円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= 97,700 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.075 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 120.73 \text{ 円} + (0.075 \text{ 円} \times 97,700 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 120.73 \text{ 円} + 80.6025 \text{ 円} \\ &= 120.73 \text{ 円} + 80.60 \text{ 円（小数点第3位以下切下げ）} \\ &= 201.33 \text{ 円} \end{aligned}$$

◆ 政府の支援による特別措置（1m³当たり30円値引き）

$$\text{特別措置後の調整単位料金} = 120.73 \text{ 円} + (80.60 \text{ 円} - 30 \text{ 円}) = 171.33 \text{ 円}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³当たり0.0825円（0.075円に1.1を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³当たり50.60円（税込）上方調整します。